

うした河川・用水を有する風土が、地域の歴史の展開にさまざまな影響を与えた。

市域で、人類の活動の痕跡が初めて見られるのが、約3万年前の旧石器時代であり、鷲ヶ峰遺跡（宮前区菅生ヶ丘）、黒川東遺跡（麻生区黒川）、早野上ノ原遺跡（麻生区早野）等の遺跡が知られている。

縄文時代では、草創期（16,000～11,500年前）の微隆起線文土器等が出土した万福寺遺跡群（麻生区万福寺）があり、出土した土器群は川崎市重要歴史記念物に指定されている。早期（11,500～7,000年前）には、早期後半の土器型式である「子母口式土器」の標式遺跡であり、当該期の貝塚として全国的にも著名な神奈川県指定史跡である子母口貝塚（高津区子母口）が存在する。子母口貝塚からは、土器・石器とともに、マガキ・ハマグリ・ヤマトシジミ等の貝類やイノシシ・シカの獣骨、スズキ・クロダイ等の魚骨が発掘されており、当時の生活をうかがうことができる。前期（7,000～5,500年前）には、前期末の土器型式である「十三菩提式土器」の標式遺跡である十三菩提遺跡（宮前区南野川）が存在する。中期（5,500～4,500年前）の中頃から遺跡数が増加し、野川西耕地遺跡（宮前区野川台ほか）、潮見台遺跡（宮前区潮見台）、宮添遺跡（麻生区はるひ野）等からは、中央に広場のある円形または馬蹄形の集落跡が確認されている。後期（4,500～3,200年前）には、初頭には市域で住居を伴う遺跡が見られるが、中頃以降になると急激に遺跡が減少し、晩期（東日本では3,200～2,400年前）には下原遺跡（多摩区長尾）以外、住居を伴う遺跡は発見されていない状況である。

弥生時代は、東海系の条痕文土器が出土した久地伊屋之免遺跡（高津区久地）等が確認されており、中期前半頃（2,200～2,100年前）から始まると推定されている。その後、中期後半（2,100～2,000年前）には、稲作農耕を中心とした社会が形成され、集落数が増加した。後期（2,000～1,800年前）になると、急激に遺跡数が増加し、集落の周囲に溝を巡らした環濠集落や方形周溝墓等の墓域が作られるようになった。また、通称「加瀬山」と呼ばれる丘陵斜面部に作られた南加瀬貝塚（幸区南加瀬）は、全国的にも珍しく、縄文時代の貝塚の上に弥生時代の貝塚が形成されていたことが発掘調査で判明し、縄文時代と弥生時代の先後関係を明確にした、学史上きわめて重要な遺跡として知られている。

古墳時代になると、階級の差が明確化し、政治経済の発展とともに市域各地に出現した豪族を中心とする社会が形成され、白山古墳（幸区南加瀬）のように全長87mを超える大型の前方後円墳も築かれた。さらに、古墳時代後期から終末期（1,550～1,350年前）になると、矢上川や多摩川に面した丘陵部や台地上には、前者には蟹ヶ谷古墳群（高津区蟹ヶ谷）や神奈川県指定史跡である西福寺古墳（高津区梶ヶ谷）、神奈川県指定史跡である馬絹古墳（宮前区馬絹）等の馬絹・梶ヶ谷古墳群が築造され、後者には根岸古墳群（多摩区枳形）等の古墳群が築造された。

奈良・平安時代は、大宝元（701）年に施行された大宝律令により、市域のほぼ中央に位置する高津区千年に郡の役所である橘樹郡家がつくられ、「橘樹郡」として五畿七道や国郡里制による律令国家の地方支配体制に組み込まれた。また、当時最先端の文化である仏教文化を取り入れ、郡家の西側に隣接して古代寺院が造営された。古代寺院から現在までつながる影向寺には、11世紀後半に製作されたと推定される国重要文化財である木造薬師如来両脇侍像等、多くの貴重な文化財が見られる。また、川崎市重要歴史記念物に指定されている能満寺（高津区千年）の木造聖観世音菩薩立像、東光院（麻生区岡上）の木造兜跋毘沙門天立像等、古代の仏教文化を伝える平安仏が市内に残されており、市域における古代の仏教文化をうかがうことができる。また、古代には火葬が行われるようになり、五反田川や有馬川流域で多くの火葬蔵骨器が発見されてい

る。前述した白山古墳（幸区南加瀬）の南麓で発見された、市内出土品で唯一の国宝である秋草文壺も火葬蔵骨器として利用されたものである。

鎌倉時代になり、鎌倉幕府が開かれると、源頼朝の御家人・稲毛三郎重成は、現在の多摩区を拠点に小沢城等を築き、幕府の防衛線の一角を担った。また、鎌倉時代前期には、麻生区王禅寺の山中で日本最初の甘ガキが発見され、「禅寺丸柿」と呼ばれ今に伝わっている。

室町時代には、太田道灌が幸区の加瀬山に城を築こうとした伝承が残っており、それが現在も公園名等に残る「夢見ヶ崎」の由来とされる。その後、室町時代後半（戦国時代）になると、市域は小田原北条氏（後北条氏）の領国となり、支配の様子を伝える古文書が中原区の日枝神社や泉澤寺等に残されている。

江戸時代には、東海道に川崎宿が成立し、将軍のための御殿や地域支配の拠点である代官の陣屋がおかれた中原往還の小杉、矢倉沢往還（大山街道）の二子・溝口、津久井道の登戸等の宿場的な村々を中心に地域の開発が行われた。市域の主要な生産は農業であり、特に江戸時代初期から塩の確保については、大師河原村周辺に塩田を開く等して積極的に行われたほか、川崎領の梨、溝の口村の醤油、多摩丘陵での養蚕、禅寺丸柿や黒川炭等、各地域の特産品の生産がさかんになった。

明治時代に入ると、近代工場の進出等により、急速に工業化への道を辿っていくことになった。特に江戸時代、川崎宿には町人や職人が定住していたので、後の近代的な町を形成していく母体になった。

昭和時代には、京浜工業地帯の中核として日本の高度経済成長を支えてきたが、今日では最先端の科学技術をはじめ、環境やライフサイエンス分野等の研究開発機関や企業が集積する、世界有数の先端技術産業都市へと大きく変貌している。

（３）川崎市における歴史・文化資源の状況

川崎市内には、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、史跡橘樹官衙遺跡群を含め国指定文化財 19 件（建造物 7、絵画 2、彫刻 1、工芸 2、古文書 2、書跡・典籍 1、考古資料 2、有形民俗文化財 1、史跡 1）、県指定文化財 27 件（建造物 11、絵画 1、彫刻 3、工芸 2、無形民俗文化財 4、史跡 4、天然記念物 2）、市指定文化財 117 件（建造物 19、絵画 32、彫刻 19、工芸 1、書跡 2、典籍 1、古文書 11、考古資料 17、無形民俗文化財 3、有形民俗文化財 10、史跡 1、天然記念物 1）の合計 163 件の指定文化財とともに、国登録文化財 12 件（登録有形文化財 10、登録記念物 2）、県選択無形文化財 1 件がある。

また市内で、市民生活・市民文化や地域風土等に根ざして継承されてきた文化財を地域の宝として顕彰及び記録し、まちづくり等に寄与することを目的として「川崎市地域文化財顕彰制度」を平成 29（2017）年度に創設し、令和 7（2025）年 4 月 1 日現在、川崎市地域文化財として 264 件を決定している。

第 3 節 社会的環境

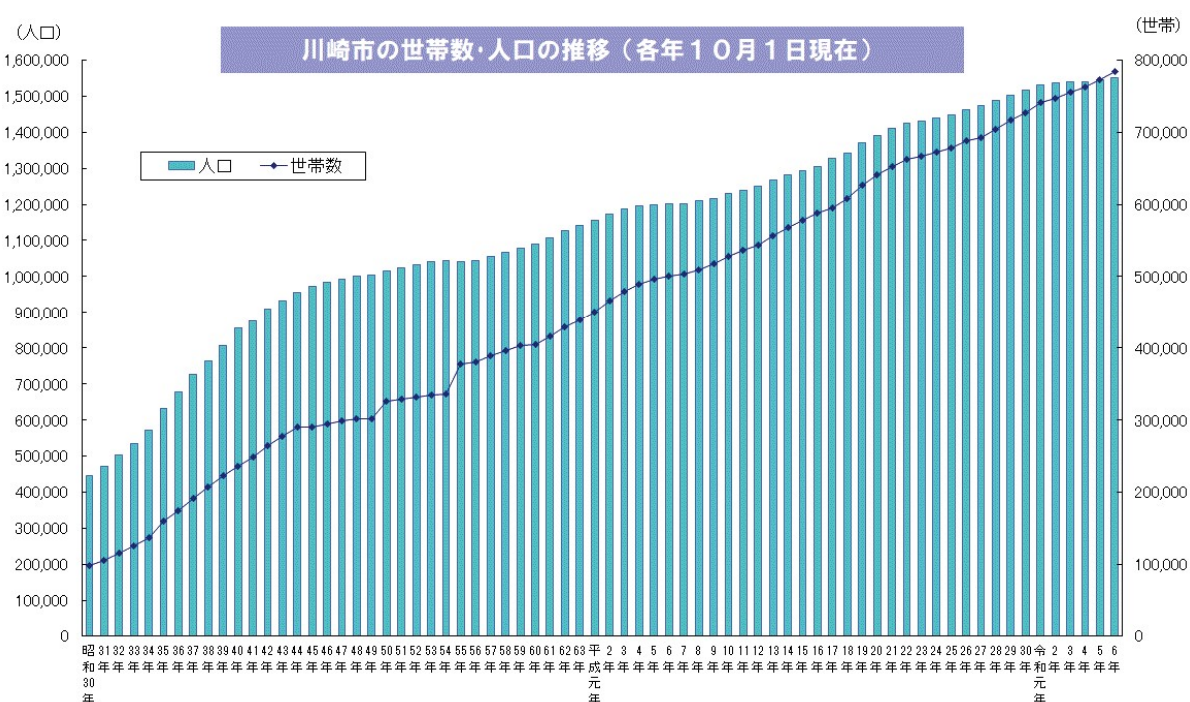
（１）人口

橘樹官衙遺跡群が所在する川崎市は、神奈川県の一部に位置している。東京都心からはほぼ 20km 圏であるとともに、西側に隣接する横浜市の中心部、横浜駅周辺からも 10km 圏で、二大都市

圏のほぼ中間に位置する。川崎市は、大阪市・京都市・名古屋市・横浜市・神戸市・北九州市・札幌市に次いで、昭和47（1972）年4月1日に政令指定都市に移行した。政令指定都市移行と同時に5区からなる区制を施行したが、昭和57（1982）年に分区を実施し、現在市域は7区の行政区に区分されている。令和7（2025）年5月1日における川崎市の人口は1,556,975人、世帯数は793,600世帯、人口密度は10,786人/㎢である。

全国的に人口減少が進む中、本市は、首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性等から、活力ある都市として人口の増加が続いている（第5図）が、令和3（2021）年に公表した将来人口推計では、令和12（2030）年をピークとして人口減少へ転換することが見込まれている。

また市内の事業所数、従業者数についての平成26（2014）年度の経済センサス-基礎調査（基幹統計調査）の結果では、事業所数は43,149事業所、従業者数は584,131人である。令和2（2020）年国勢調査での就業人口は717,354人で、第1次産業就業者は2,625人（0.4%）、第2次産業126,522人（18.3%）、第3次産業は563,476人（81.3%）となっている。



第5図 川崎市の世帯数・人口の推移（各年10月1日現在）

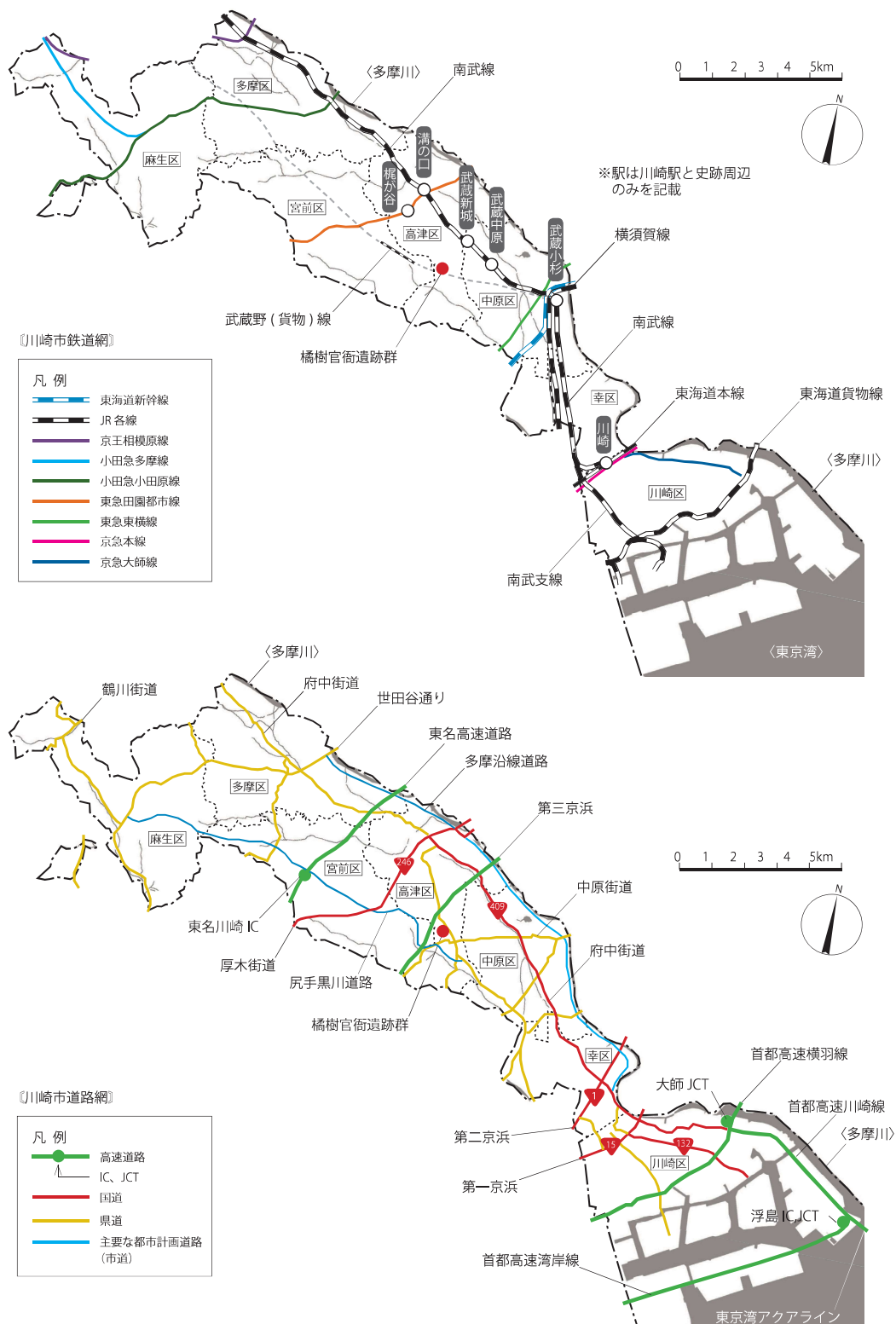
（2）土地利用

市域の土地利用は、田、畑、山林等の土地利用が年々減少しているが、工業用地、宅地等の土地利用は増加している。令和2（2020）年度における市域の土地利用のうち、自然的土地利用が2,046ha、都市的土地利用が12,389haであり、令和7（2025）年3月現在、優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」は12,728ha（市の総面積の88.2%）、市街化を抑制すべき「市街化調整区域」は1,707ha（市の総面積の約11.8%）である。

（3）交通アクセス（鉄道・道路）

川崎市内には多くの鉄道路線があり、現在東海道新幹線、JR東海道線、JR京浜東北線、JR横須賀線、JR南武線、JR鶴見線、京急本線、京急大師線、東急東横線、東急目黒線、東急大井町線、東急田園都市線、小田急小田原線、小田急多摩線、京王相模原線の6鉄道事業者、15路

線、55駅が運行されている。また道路交通網では、高速道路として東名自動車道・第三京浜国道・東京湾横断道路（アクアライン）・首都高速道路（神奈川1号横羽線・神奈川6号川崎線等）が通るとともに、一般国道1号（第二京浜）・15号（第一京浜）・132号・246号（大山街道）・357号・409号（府中街道）等の道路網も整備されている。また、神奈川県道45号丸子中山茅ヶ崎線（中原街道）をはじめ、津久井道と通称される神奈川県道3号（世田谷町田線）等、東西をつなぐ要衝として多くの道が存在している（第6図）。



第6図 川崎市内における交通アクセス（上：鉄道、下：主要道路）

（４）公共施設・学校

川崎市には、令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、社会教育施設として、市民館（分館含む）13 館、市立図書館（分館・閲覧所含む）13 館、県立図書館 1 館とともに、市立及び私立等の登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設が合わせて 23 館所在している。

また、市域には 10 校の私立大学、2 校の私立短期大学、1 校の市立大学、14 校の県立高校、5 校の市立高校、6 校の私立高校等とともに、市立小学校 115 校、市立中学校 52 校等が所在している。

第 4 節 史跡指定地の状況

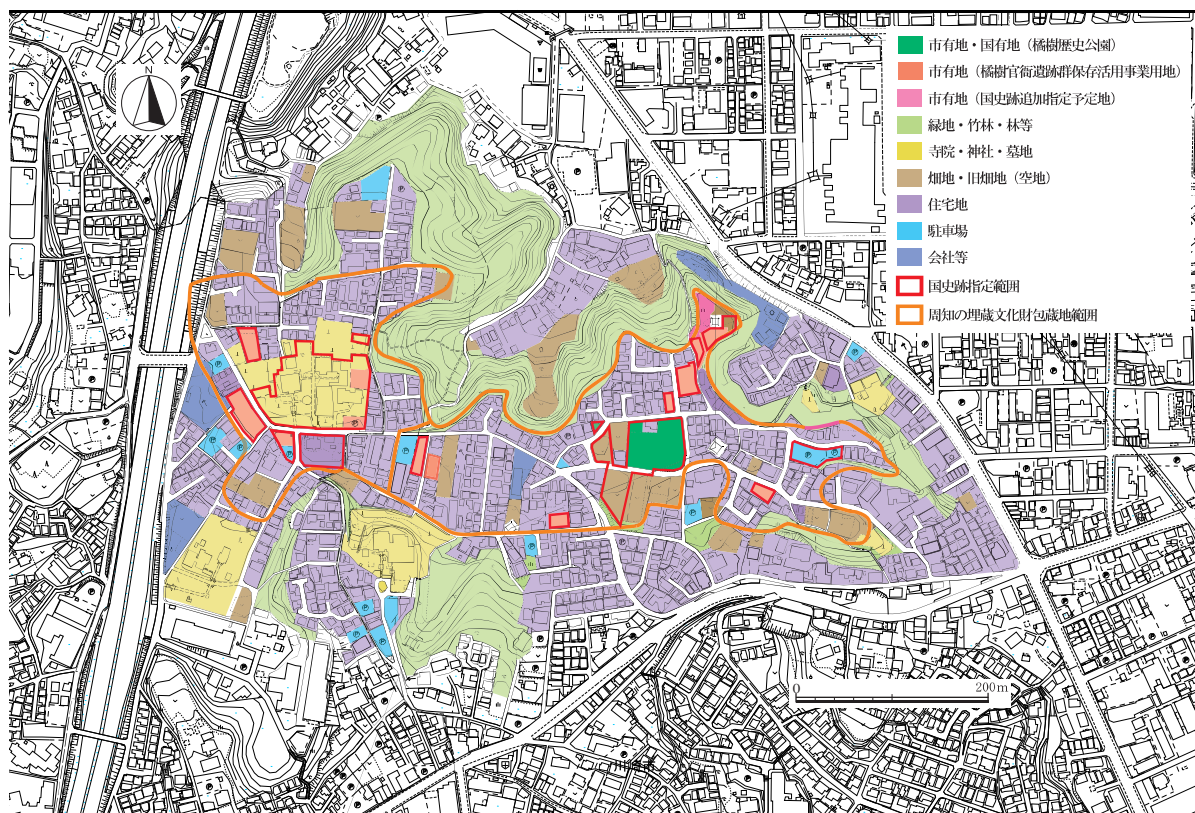
（１）土地の所有状況

史跡橘樹官衙遺跡群の史跡指定地のうち、公有地化されている土地は 43.22%（国有地 2.53%、市有地 40.69%）であり、その他宗教法人が 29.14%、個人所有地が 27.63% である。

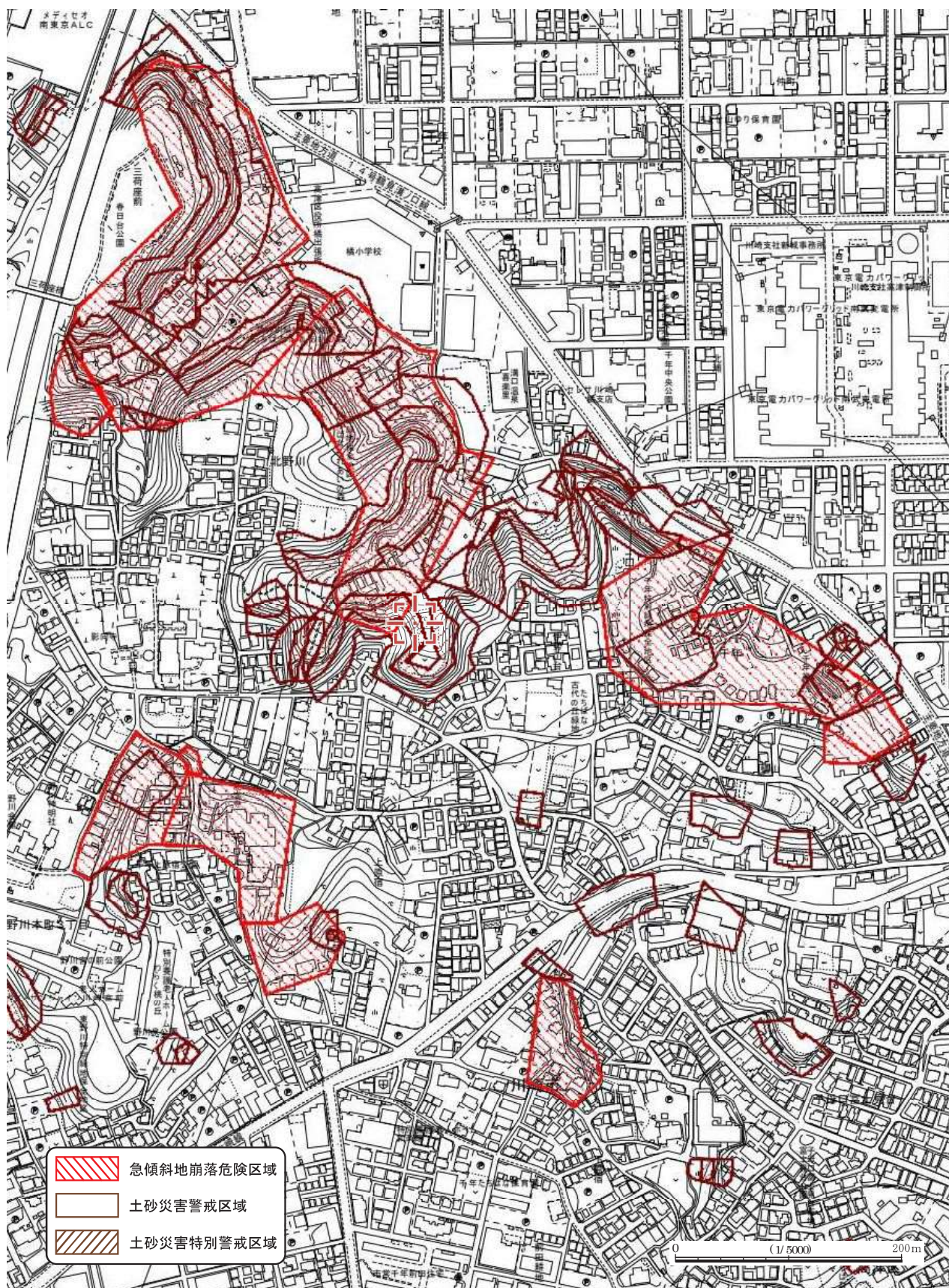
（２）土地の利用状況

史跡指定地における土地の利用状況は、畑地在約 27%、寺院・神社が約 28%、公有地（公園・道路等）が約 40%、住宅地在約 5% である。

また、保存活用計画の地区区分 A・B 地区では、特別緑地在 0.5%、畑地在 8.6%、会社在地 1%、寺院・神社が 8%、鉄塔在 0.5%、市有地（公園・道路等）が 8.8%、住宅地 70.6%、駐車場 2% である（第 7 図）。



第7図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺の土地利用状況図



第8図 橘樹官衙遺跡群及びその周辺におけるハザードマップ（土砂災害等）

（3）管理団体

川崎市 官報告示：平成28（2016）年2月3日付け 文化庁告示第5号

第3章 史跡橘樹官衙遺跡群の概要

第1節 指定に至る経緯

橘樹官衙遺跡群及びその周辺については、1990年代に入ってから以降、住宅建設等の開発事業が数多く行われてきたことから、市教委がその度に埋蔵文化財の取扱いを行ってきた。その中で、平成8（1996）年に実施された開発事業に伴う事前の発掘調査（千年伊勢山台北遺跡）において、整然と東西に並ぶ総柱建物が発見され、この建物群が古代橘樹郡の役所跡である橘樹郡家の倉庫群であると推定された。

この発見を契機に、平成9（1997）年度に地元の千年町会が、橘樹郡家の正倉群が所在する国有地に歴史公園を設置するよう要望する陳情を川崎市議会に提出し、翌年度に趣旨採択された。また、市教委はそれを受け、平成10（1998）年度から平成16（2004）年度まで橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施して遺跡の内容及び価値の把握に努めた。そして、平成16（2004）年度には、確認調査事業の調査成果をまとめた『武蔵国橘樹郡衙推定地 千年伊勢山台遺跡―第1～8次発掘調査報告書―』を刊行し、遺跡の価値を広く周知するとともに、平成18（2006）年度に、橘樹郡家跡の一部である国有地1,645.25㎡の買収等を行い、平成20（2008）年度に「たちばな古代の丘緑地」として市民に供用を開始した。また、平成24（2012）年度に政策決定した「基本的な考え方」に基づき、たちばな古代の丘緑地西側隣接地1,288㎡を先行取得し、橘樹郡家跡を国史跡として指定するための様々な取組を行った。

こうした取組を進める中、文化庁から、西側に隣接する影向寺遺跡は橘樹郡家跡との密接な関係性が伺える遺跡であるとともに、過去の調査成果から遺跡の価値づけも概ね可能であり、両遺跡を合わせて国史跡指定を目指した方が良いとの指導・助言を受けた。そこで、本市は橘樹郡家跡と影向寺遺跡を橘樹官衙遺跡群として国史跡の指定を目指すこととし、土地所有者等への説明、土地所有者・土地権利者からの同意書取得後、平成26（2014）年7月に市教委から文部科学大臣あての国史跡指定の意見具申書を提出し、文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、同年11月21日に国史跡指定の答申を受けた。その後、平成27（2015）年3月10日の官報告示により、橘樹官衙遺跡群は本市初の国史跡に指定された。

その後、平成30（2018）年1月及び7月、令和2（2020）年7月、令和3（2021）年1月及び8月に、市教委から文部科学大臣あてに国史跡追加指定の意見具申書を提出し、国の文化審議会文化財分科会の審議・議決を経て、平成30（2018）年10月15日、平成31（2019）年2月26日、令和3（2021）年3月26日及び10月11日、令和4（2022）年3月15日の官報告示によりそれぞれ国史跡に追加指定された。

第2節 指定の状況

（1）指定告示

名 称：橘樹官衙遺跡群

指定基準：「特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準」

史跡の部二（都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡）

官報告示：平成27（2015）年3月10日付け 文部科学省告示第38号

平成30（2018）年10月15日付け 文部科学省告示第195号〔追加指定〕
平成31（2019）年2月26日付け 文部科学省告示第26号〔追加指定〕
令和3（2021）年3月26日付け 文部科学省告示第49号〔追加指定〕
令和3（2021）年10月11日付け 文部科学省告示第164号〔追加指定〕
令和4（2022）年3月15日付け 文部科学省告示第29号〔追加指定〕

（２）指定説明文と史跡指定範囲

標高約40mの多摩丘陵の頂部に立地する武蔵国橘樹郡家正倉跡と考えられる千年伊勢山台遺跡と、評の役所の施設の可能性のある掘立柱建物跡等も検出された郡寺跡である影向寺遺跡からなる。千年伊勢山台遺跡では、評の役所の成立直前から郡家正倉廃絶に至る4時期の変遷が確認された。遺跡は7世紀後半に大壁建物が造られることを契機に、7世紀後半から8世紀には、規則性をもって配置された総柱建物4棟と側柱建物6棟が造られ、8世紀前半には、建物の主軸をほぼ真北にそろえる少なくとも13棟の総柱建物が造られる。これらの建物は9世紀中頃には廃絶しており、評と郡の正倉の構造の違いや、本格的な郡家正倉へ整えられていく様子がうかがえる。郡寺は、7世紀後半から8世紀前半に創建され、8世紀中頃には塔の造営と金堂の改修が行われ、10世紀初頭まで補修が行われていたことが確認されている。出土瓦等から、南武蔵の中心的な寺院であったと考えられる。

地方官衙の成立から廃絶に至るまでの経過をたどることができる希有な遺跡であり、その成立の背景や構造の変化の過程が判明する等、7世紀から10世紀の官衙の実態とその推移を知る上で重要である。

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台

【地番】415番2、415番5、415番8、416番1、416番3、416番4、416番5、416番6、417番4、417番5、423番1、423番2、423番6、423番7、423番9、424番2、424番4、424番5、424番6、425番1、425番2、425番3、425番4、425番6、426番1、426番2、426番3、426番4、426番6、427番2、428番1、428番2、428番3、429番2、438番1、440番1、441番1、442番、447番1、447番2、447番4、447番5、467番11

【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字蟻山

【地番】480番2、480番3、482番1、523番1、523番2、523番3、2265番1、2265番2

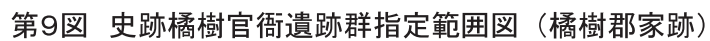
【所在地】神奈川県川崎市高津区千年字上原宿

【地番】362番3、362番13、369番2、369番4、370番2、370番3、370番4

【所在地】神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地

【地番】416番1、416番2、416番3、416番4、416番5、416番6、416番8、416番12、416番16、416番17、416番18、417番1、417番2、418番1、418番3、418番10、419番1、420番1、421番1、422番1、423番1、426番2、429番2、430番、431番1、431番7、473番1、473番2、473番3、473番4、473番5、474番1、

神奈川県川崎市高津区千年字伊勢山台 415 番 8 と同 416 番 5 に挟まれ同 417 番 5 と同 425 番 3 に挟まれるまでの道路敷、神奈川県川崎市宮前区野川字東耕地 417 番 1 と同 420 番 1 に挟まれ同 417 番 3 と同 420 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 420 番 1 と同 421 番 1 に挟まれ同 420 番 2 と同 421 番 2 に挟まれるまでの道路敷、同 422 番 1 と同 422 番 2 に北隣する道路敷を含む。



第3節 橘樹官衙遺跡群の調査経緯とその成果

(1) 橘樹官衙遺跡群—千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕

①千年伊勢山台北遺跡の調査

橘樹郡家跡の調査を実施する直接の発端は、平成8（1996）年に川崎市高津区千年字伊勢山台で宅地造成事業が計画されたことである。この宅地造成事業に伴い、盛土等により現状保存できる住宅建設範囲は対象外とし、遺跡に影響が及ぶ道路敷設範囲を調査対象として、平成8（1996）年6月13日～8月9日に「千年伊勢山台北遺跡」の発掘調査が実施された。限られた範囲の調査であったが、調査の結果、東西方向に整然と並ぶ7棟の掘立柱建物が発見された。この総柱建物の規模・構造・配置等は、各地の郡家遺跡で明らかになりつつあった郡家正倉群と同様の特徴が認められたことから、この遺構群が古代武蔵国橘樹郡の役所である橘樹郡家の正倉跡ではないかと推定された。神奈川県内における郡家推定遺跡としては、武蔵国都筑郡家（横浜市都筑区）、相模国鎌倉郡家（鎌倉市）、相模国高座郡家（茅ヶ崎市）に次ぐ4番目の例であり、非常に貴重な遺跡であることが判明した。

②橘樹郡衙推定地確認調査事業

千年伊勢山台北遺跡の調査による重要な発見を受け、市教委では、川崎市の歴史・文化を解明する上で重要な遺跡であると判断し、本遺跡が所在する川崎市高津区千年字蟻山・伊勢山台・上原宿を対象として、橘樹郡家の詳細な内容を把握するための確認調査を実施することが必要と判断した。そこで、市教委は、平成8・9（1996・1997）年度に学識経験者からの指導・助言を受けながら事前準備を進めるとともに、地元の千年町会や調査を実施する土地所有者への調査協力の依頼を行う等の調整を経て、橘樹郡衙跡の範囲や内容を確認するため橘樹郡衙推定地確認調査事業を実施することとし、平成10（1998）年度から平成15（2003）年度までの6年間、高津区千年字伊勢山台及びその隣接地を対象として確認調査（千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1～8次調査）を実施した。このうち、第1～6次調査までは、正倉院と推定される地区の性格究明や郡庁所在地確認などのために、地権者の協力を得て発掘区を設定し、国庫補助事業として確認調査を進めたが、この事業最終の平成15（2003）年度になって、伊勢山台地区の第1・2次調査地（高津区千年字伊勢山台437-1）において宅地造成計画が具体化した。この地区では東西に並ぶ総柱建物が検出されており、すでに橘樹郡家正倉群の中心部であると推定されていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者と協議し、計画地全体に盛土を行い、遺跡を地下に保存して、将来は遺跡の活用が図れるようにするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象とした確認調査を実施することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第7次調査を実施した。

また、平成15（2003）年度には、蟻山地区の第6次調査3区として調査した土地（高津区千年字蟻山521-1）で宅地造成計画が具体化した。この地区では、千年伊勢山台北遺跡や千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第1・2次調査で発見された総柱建物とはやや異なる建物配置をとる総柱建物群の存在が明らかになっていた。そこで市教委は、事業主体者である民間開発業者や土地所有者と協議を行い、第7次調査地点と同様、遺跡を地下に保存できるよう計画地全体に盛土することとするとともに、橘樹郡家跡の重要性を考慮して、事前に市教委が計画地全体を対象として確認調査することを決定し、千年伊勢山台遺跡〔橘樹郡家跡〕第8次調査として実施した。この